

新旧対照表 ほくぎん JCB ビジネスデビット規約

該当条文	旧（該当箇所の下線）	新（今回改定後）
<p>タイトル</p> <p>第 28 条 （退会および会員資格の喪失等） 4 項</p>	<p>ほくぎん JCB デビット会員規約</p> <p>4.会員（（5）または（9）のときは、それに該当する会員をいい、カード使用者が（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（8）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（9）においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。</p> <p>（7）会員が、自らまたは第三者を利用して<u>不当な要求行為等</u>を行ったとき。</p> <p>条号なし</p>	<p>ほくぎん JCB <u>ビジネスデビット</u>会員規約</p> <p>4.会員は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（8）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（9）においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。</p> <p>（7）会員が、自らまたは第三者を利用して<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または三社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為</u>を行ったとき。</p> <p>（8）本会員の預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、預金口座における取引を停止または本会員に通知することにより預金口座が強制解約されたとき。</p>